

## 全国障害者スポーツ大会競技規則の変更について

平成30年4月1日から以下の点について変更され適用する予定です。

### (1) 視覚障害区分

ア 陸上競技、水泳、卓球（STT含む）における視力・視野

#### ◆視力について

現行：良い方の視力で障害区分を判定。

↓

**改正**：両眼の視力の和で障害区分を判定（理由：手帳などの表記に合わせたもの）

注1：指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算し和を算出する。

指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。

注2：視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズなどを使用した視力）で判定を行う。

#### ◆視野について

現行：視野は「5度以内」と「それ以外」で区分する。

↓

**改正**：視野は障害区分の判定要因には含めない（理由：身体障がい者障害程度等級表の1級とそれ以外のところで障害区分の基準を設けたため）。

イ 卓球（STT含む）について

現行：STT「視力0.03までまたは、視野5度以内」

卓球「その他の視覚障害」

↓

**改正**：視力・視野を問わず、アイマスク装着の有無で、競技を区分する。

※アイマスク有りはSTTに、アイマスク無しは一般卓球に出場できる。

### (2) 陸上競技

**ア 視覚障がい者の競走競技で伴走有の場合は紐等を必ず持つこととする。**

○伴走者の普及、育成およびより安全に競技を行うため。

**イ 視覚障がい者の競走競技で伴走有の場合の紐等の長さの変更**

○各地で開催される競技会やロードレースなどに伴走者を伴った視覚障がい者の参加が増え、大会ごとに紐等の長さが異なるといった混乱を避けるため。

### (3) アーチェリー競技

**リカーブ部門において年齢区分を撤廃することとする。**

○全国障害者スポーツ大会参加選手の現状で、競技成績に顕著な差がみられないこと、競い合う相手が増えるという面でもメリットが大きいと考えられるため。